

小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1. 計画の主旨

- ・小樽市では、令和2年から続いた新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）に約27,000人の方が感染しました。この間、多くの方が療養生活を余儀なくされ、経済をはじめとして様々な市民生活に多大な影響がありました。
- ・小樽市新型インフルエンザ等対策本部では、流行の先行きに見通しが立たず、長引く感染の波に病床のひっ迫が繰り返される中で、宿泊療養や自宅療養という新たな概念や情報通信技術（ICT）による健康観察などの新しい対応に直面し、病床の確保をはじめとした医療提供体制の整備、保健所業務の在り方、人員配置や役割分担、対応する人材の育成、ワクチンや検査体制、関係機関との連携、市民への周知の方法等、様々な課題が明らかとなりました。
- ・国では、令和6年7月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を全面改定し、北海道においても、令和7年3月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定したことから、本市も平成28年2月に策定した「小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、新型コロナ対応を踏まえ、計画を全面的に見直すこととしました。

2. 計画の目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行ピーク時の患者数をできる限り少なくして医療提供体制のキャパシティを超えないよう負荷を軽減する。
- ・医療提供体制の強化を図ることで、治療の必要な患者が適切に医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と地域経済のバランスを踏まえた対策により、市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・医療者や事業者の事業継続計画の作成や実施等を推進し、業務の維持に努める。

3. 計画の期間

令和8年度～令和13年度までの6年間

4. 計画の対象となる感染症

◇新型インフルエンザ等感染症

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型新型コロナウイルス感染症

◇指定感染症

◇新感染症

5. 関連する計画

◇医療体制等⇒小樽市感染症予防計画（令和6年3月策定）

◇保健所体制等⇒小樽市健康危機対処計画（感染症編）

（令和6年7月策定）

6. 対策の時期区分

| | | | | |
|----------------------------|---|------------------------|---|----------------------|
| 準備期 感染症発生の 厚生労働大臣公表前 | ▶ | 初動期 流行初期 | ▶ | 対応期 緊急事態宣言等 |
| 事前準備や点検 | | 感染症対策部の設置 保健所体制の切替え | | 対策本部の設置 全庁体制への切替え |

7. 計画の構成

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| 第1部 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 | 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 第2章 小樽市新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応 |
| 第2部 | 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等 |
| 第3部 | 新型インフルエンザ等対策の考え方及び取組み | 第1章 実施体制 |
| | | 第2章 情報収集・分析 |
| | | 第3章 サーベイランス |
| | | 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション |
| | | 第5章 水際対策 |
| | | 第6章 まん延防止 |
| | | 第7章 ワクチン |
| | | 第8章 医療 |
| | | 第9章 治療薬・治療法 |
| | | 第10章 検査 |
| | | 第11章 保健 |
| | | 第12章 物資 |
| | | 第13章 市民生活及び地域経済の安定の確保 |

8. 対策の概要（「6. 対策の時期区分」ごとに対策の内容を列挙）

1. 実施体制

国、道等と相互に連携し、平時から関係機関等との連携体制を構築するとともに、人材の確保や育成に努めます。有事には市対策本部を設置します。

2. 情報収集・分析

平時には定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理を行うなど、有事に向けた準備を行います。

3. サーベイランス

平時から感染症サーベイランスやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知します。

4. 情報提供・リスクコミュニケーション

市民への迅速で分かりやすい情報発信、デマや差別の防止、双方向での意見交換を実施します。

5. 水際対策

平時において検疫所等関係機関が実施する研修・訓練に協力することなどにより、連携体制を構築します。検疫や入国制限により、市内への感染症の侵入を遅らせ、対策準備の時間を確保します。

6. まん延防止

市民一人一人の感染対策への協力が重要であることから、理解促進と基本的な感染対策の普及を図ります。

7. ワクチン

医療機関等と連携しながら、市民等に対して予防接種の意義や制度等の理解を深める啓発を行います。

8. 医療

道が整備する医療体制について、平時から道と調整しながら整備を進めます。

9. 治療薬・治療法

国や道と連携して、医療機関や薬局に対し、新型インフルエンザ等の治療薬を適切に使用するよう要請します。

10. 検査

平時から検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況等について確認を行います。

11. 保健

平時から保健所業務の効率化を図り、感染症が発生したときには、応援職員等による人員を確保します。

12. 物資

平時から感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認します。

13. 市民生活・地域経済の安定

国や道と連携しながらDXを推進し、有事においても市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備します。